

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月23日
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湊 宏司
【本店の所在の場所】	大阪府中央区淡路町一丁目6番11号（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
【電話番号】	東京03(6910)3910(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 森谷 仁昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社イトーキ本社（東京都中央区日本橋二丁目5番1号）

1【提出理由】

当社は、2023年3月23日開催の第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年3月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金37円 総額1,675,462,786円

ロ 効力発生日

2023年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

下記のとおり、定款の一部を変更する。

(下線部は変更箇所であります。)

変更前	変更後
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7.(条文省略)</p> <p>8.建築工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、管工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業、建具工事業、電気工事業</p> <p>9.～12.(条文省略)</p> <p>第3条～第50条(条文省略)</p> <p>附則(条文省略)</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7.(現行どおり)</p> <p>8.建築工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、管工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業、建具工事業、電気工事業、<u>とび・土工・コンクリート工事業</u></p> <p>9.～12.(現行どおり)</p> <p>第3条～第50条(現行どおり)</p> <p>附則(現行どおり)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、山田 匡通、湊 宏司、森谷 仁昭、風 直樹、品田 潤生、永田 宏、似内 志朗及び坂東 真理子を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、石原 修、白畑 尚志を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、小山 充義を選任する。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会で承認された、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	349,390	189	0	(注)1	可決 99.71%
第2号議案 定款一部変更の件	349,371	208	0	(注)2	可決 99.70%

第3号議案 取締役8名選任の件 山田 匡通 湊 宏司 森谷 仁昭 風 直樹 品田 潤生 永田 宏 似内 志朗 坂東 眞理子	321,600 323,255 342,983 343,335 343,109 283,051 342,915 342,185	27,979 26,324 6,596 6,244 6,470 66,528 6,664 7,394	0	(注)3	可決 91.78% 92.25% 97.88% 97.98% 97.92% 80.78% 97.86% 97.65%
第4号議案 監査役2名選任の件 石原 修 白畑 尚志	340,533 312,444	9,046 37,134	0	(注)3	可決 97.18% 89.16%
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件	340,812	8,767	0	(注)3	可決 97.26%
第6号議案 当社株式の大量取得 行為に関する対応策 (買収防衛策)継続 の件	247,739	101,839	0	(注)1	可決 70.70%

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。